

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

世帯（世帯分離している配偶者を含む）に市町村民税課税者がいる方は、介護保険負担限度額の認定要件に該当しないため、介護保険施設等の食費や居住費の軽減（特定入所者介護（予防）サービス費）を受けることができません。

しかし、高齢夫婦等の世帯で、世帯員が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、他の世帯員が生活困難となる場合には、特例減額措置として食費と居住費の負担が軽減されます。

☆特例減額措置は、介護保険施設に入所している方のみ対象となり、短期入所（ショートステイ）の利用には適用されません。

認定の要件

【次の1～6の要件をすべて満たす方が対象になります。】

1. 本人の属する世帯の世帯員の数が2以上であること。（年齢要件はありません）
 - 配偶者が同一世帯内に属していない場合も、世帯員として数えます（3～6の判定にも含む）。
 - 施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします（3～6においても同じ）。
2. 介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）又は地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院し、利用者負担第4段階（負担限度額非該当）の食費・居住費を負担していること（ショートステイは該当しません）。
3. 世帯員の年間収入（公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額）から、施設の利用者負担（施設サービス費の自己負担分・食費・居住費）年額（見込み）を除いた額が、80万円以下となること。
 - 本人及び配偶者等が介護保険施設に入所している場合については、世帯員の年間収入から、本人及び配偶者等の施設の利用者負担年額（見込み）を除いた額が、80万円以下となること。
 - 施設サービスの利用にあたり、高額介護サービス費の支給が見込まれる場合には、支給される高額介護サービス費分を利用者負担から控除し、算定します。
4. 世帯員の預貯金等の額が450万円以下であること。
 - 預貯金等には、有価証券、債券、現金等も含まれます。
5. すべての世帯員がその居住の用に供する家屋※その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していないこと。
6. 世帯員すべてにおいて、介護保険料を滞納していないこと。

※居住の用に供する家屋とは、その世帯員の方が「真に居住の意思をもって客観的にもある程度の期間継続して生活の拠点として利用している状態の家屋」のことをいいます。

特例減額措置の内容

食費もしくは居住費またはその両方について、対象者の要件に該当しなくなるまで、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用する取扱いとします。

☆本人及び配偶者等が介護保険施設に入所している場合については、本人及び配偶者等の食費もしくは居住費またはその両方について、対象者の要件に該当しなくなる最も低い額に係る利用者負担第3段階②の負担限度額を適用する取扱いとします。

申請方法

市介護保険課に次の書類を提出してください。

1. 介護保険負担限度額認定申請書
2. 特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る軽減申請に係る申告書
3. 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
4. 預貯金等が確認できる通帳等（世帯全員分）の写し
5. 不動産その他の資産を有している場合、それを証する書類
6. 利用者負担額等（施設利用料、食費、居住費）が確認できる施設の契約書等の写し

☆1,2は市役所窓口でお渡しいたします。申請時にご記入いただくこともできます。

☆その他、収入を証明する書類が必要な場合があります。

その他

○介護保険課で審査した後、対象となる方には「負担限度額認定証」を交付します。認定証は利用する施設に提示してください。

○認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から翌年度の7月31日まで（4月～7月の申請の場合にはその年度の7月31日まで）です。

○対象になると思われる方は介護保険課給付係までお問合せください。

◎預貯金等について

預貯金等の資産に含まれるもの（資産性があり、換金性が高く価格評価が容易なもの）	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（直近2か月の残高がわかるもの）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高で時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

●1日あたりの負担限度額

（単位：円）

利用者負担段階		居住（滞在費）等				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※1	多床室※1	
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税（遺族・障害）年金収入額が80万円超の者	1,370	1,370	1,370 (880)	430	1,360
基準費用額	第4段階の人（負担限度額非該当）	2,066	1,728	1,728 (1,231)	437 (915)	1,445

※1 従来型個室・多床室については、特別養護老人ホーム等を利用した場合は（ ）内の金額です。